

鈴鹿市告示第 2 8 号

鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 6 年鈴鹿市条例第 1 8 号）第 1 3 条の規定に基づき自転車を撤去し、及び保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 2 8 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 撤去した年月日

令和 6 年 2 月 15 日

2 撤去し、及び保管した台数並びに整理番号

自転車 5 台

整理番号 別紙のとおり

3 撤去場所及び撤去の理由

鈴鹿市役所駐輪場、長期間放置のため

4 保管場所

鈴鹿市矢橋一丁目 5 9 0 番地（伊勢鉄道鈴鹿駅南高架下）

5 保管期間

告示の日から 6 0 日間

6 返還を受ける方法

（1）返還場所

鈴鹿市総務部管財課（電話 0 5 9 - 3 8 2 - 9 0 0 9）

（2）返還日時

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

（3）返還時に必要なもの

住所及び氏名が確認できるもの

保管期間内に引取りがない場合は、鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第 1 4 条第 2 項及び第 3 項の規定により処分するので、当該放置自転車等の利用者又は所有者は、保管期間内に引き取ること。

別紙

整理番号	種類	車体の色	タイヤサイズ	車体の特徴
1	普通自転車	ブルー	24インチ	前後にカゴあり
2	普通自転車	ブラック	27インチ	幼児用座席付き
3	普通自転車	ブラウン	20インチ	
4	普通自転車	シルバー	26インチ	
5	普通自転車	シルバー	26インチ	